

価格転嫁の円滑化に関する協定書

宮崎県（以下「甲」という。）、国の地方支分部局（経済産業省九州経済産業局、国土交通省九州運輸局及び厚生労働省宮崎労働局をいう。以下「乙」という。）、宮崎県内経済団体（一般社団法人宮崎県商工会議所連合会、宮崎県商工会連合会、宮崎県中小企業団体中央会、宮崎県経営者協会、宮崎経済同友会、宮崎県中小企業家同友会、一般社団法人宮崎県工業会、一般社団法人宮崎県トラック協会、一般社団法人宮崎県銀行協会及び宮崎県信用金庫協会をいう。以下「丙」という。）及び日本労働組合総連合会宮崎県連合会（以下「丁」という。）は、以下のとおり、価格転嫁の円滑化に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第一条 本協定は、成長と分配の好循環を生み出すべく、中小企業・小規模事業者における賃上げを実現するため、甲、乙、丙及び丁が相互に連携及び協力をを行い、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を適切に価格転嫁することについての気運を醸成することにより、サプライチェーン全体での共存共栄、付加価値の向上を図り、もって県内中小企業・小規模事業者の稼げる力を高めることを目的とする。

（連携及び実施）

第二条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、次に掲げる項目について、所掌の範囲で相互に連携し、実施する。

- （1）価格転嫁の状況に関する情報収集と発信
  - ① 県内企業への聞き取り調査等を通じた情報収集
  - ② 情報収集の結果の共有と発信
- （2）価格転嫁の円滑化に関する支援情報等の周知
  - ① 価格転嫁の円滑化に関する支援情報等の共有
  - ② ウェブサイト、講習会・セミナー等を活用した県内企業への周知
- （3）パートナーシップ構築宣言の促進
  - ① 県内企業への周知を通じた認知度の向上
  - ② 宣言企業に対する支援策の検討
- （4）その他、前条の目的を達成するために必要な事項

（協定内容の変更）

第三条 甲、乙、丙又は丁のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行う。

（有効期間）

第四条 本協定の有効期間は、締結の日から令和6年3月31日までとする。

（協定外の事項）

第五条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲、乙、丙及び丁が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書の原本を1通作成し、甲が保有する。乙、丙及び丁はその写しを各自保有する。

令和5年8月28日

甲 宮崎県 宮崎県知事

河野俊嗣

乙 国の地方支分部局

経済産業省 九州経済産業局長

苗村公嗣  
吉永隆博

国土交通省 九州運輸局長

厚生労働省 宮崎労働局長

坂根 登

丙 宮崎県内経済団体

一般社団法人宮崎県商工会議所連合会 会頭

朱良充典

宮崎県商工会連合会 会長

村上鉄一

宮崎県中小企業団体中央会 会長

堀之内晋又

宮崎県経営者協会 会長

杉田浩二

宮崎経済同友会 代表幹事

杉田浩二

代表幹事

末次 稔

宮崎県中小企業家同友会 会長

島原俊英

一般社団法人宮崎県工業会 会長

末次 稔

一般社団法人宮崎県トラック協会 会長

牧野信良

一般社団法人宮崎県銀行協会 会長

杉田浩二

宮崎県信用金庫協会 会長

板垣 衛

丁 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 会長

中川育江